

第8期中津市市民後見人養成講座（令和8年度） 募集要項

1. 目的

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利を擁護する成年後見人等の活動に必要な基礎知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手となる市民後見人として活動できる人材を養成することを目的に講座を行います。

2. 主催

中津市、社会福祉法人中津市社会福祉協議会

3. 応募資格

下記の要件を原則、すべて満たす方

- ・中津市在住または中津市内の企業や事業所に勤務する20歳以上の方
（令和8年4月1日時点）
- ・成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意のある方
- ・修了後に中津市市民後見人候補者名簿に登録できる方
- ・すべての科目を受講できる方

※講座修了後、中津市社会福祉協議会が実施する法人後見事業支援員として活動される場合は、中津市社会福祉協議会非常勤職員として登録していただきます。

4. 日程

令和8年9月～令和8年12月の延べ12日間

※研修内容及び詳細の日程、会場については「第8期中津市市民後見人養成講座プログラム（令和8年度）」をご参照ください。

5. 会場

中津市教育福祉センター 他

6. 受講料

無料

7. 定員

20名

8. 申込み

別紙の申込用紙に記入し、下記申込先まで郵送または持参によって申し込みしてください。

受付期間は6月1日（月）から7月31日（金）の午後5時まで（郵送は当日消印有効）です。

申込用紙は中津市及び中津市社会福祉協議会の窓口で配布します（配布先一覧は下記の通り）。

中津市社会福祉協議会（<http://www.nakatsu-s.or.jp/>）のホームページからもダウンロードすることができます。

◆募集要項・申込用紙の設置場所

【※申込用紙の配布・設置期間は6月1日（月）～7月31日（金）です。】

機関名	住所	電話
中津市役所 介護長寿課および各支所	豊田町 14 番地 3	62-9807
中津市社会福祉協議会 生活支援課	沖代町 1 丁目 1 番 11 号	26-1237
三光	三光成恒 421 番地 1	43-5390
本耶馬溪	本耶馬溪町折元 1247 番地	53-2255
耶馬溪	耶馬溪町大字柿坂 138 番地 1	27-8870
山国	山国町守実 89 番地 1	62-2898

9. 受講者の決定

受講の可否は、8月末頃までに申込者全員に郵送にてご連絡します。

10. 受講する上での注意事項

- (1) 本講座は全ての科目を受講することで修了となります。
- (2) 遅刻は各科目10分以内であれば認められます。10分以上遅刻した場合には欠席扱いとなります。(ただし、受講していただいても構いません。)
- (3) 欠席はやむを得ない事由(冠婚葬祭や急病など)の場合のみ認めます。
- (4) 欠席が認められるのは10単位までです。欠席した科目について受講を満了するためには、
 - ①科目 A については、講義資料をもとにレポートの提出が必要となります。
 - ②科目 B については、補講を受けていただいた上で、レポートの提出が必要となります。ただし、出席したことにはなりません。
- (5) 講義の進行を妨げる行為・他の受講生の迷惑となる行為があった場合、以降の受講をご遠慮していただく場合がございます。

※その他詳細につきましては下記まで問い合わせください。

問合せ・申込先

社会福祉法人中津市社会福祉協議会 生活支援課 権利擁護支援係

〒871-0021 中津市沖代町1丁目1番11号 中津市教育福祉センター内

電話：0979-26-1237 FAX：0979-24-7682